

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

○規則

小田原市財務規則及び小田原市財産規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則及び小田原市財産規則の一部を改正する規則

〔改正理由〕

財務会計システムを文書管理システムと連携させること等に伴い、小田原市財務規則及び小田原市財産規則の規定により作成することとされている書類等の電子化及び事務の効率化を図る等のため改正する。

〔内 容〕

1 小田原市財務規則の一部改正（改正規則第1条関係）

（1）書類等の作成に係る規定の整備（第140条関係）

小田原市財務規則の規定により作成することとされている書類等については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等とみなすこととする。

（2）歳入還付伺兼命令票等の様式等の整備（第76条、様式第44号、様式第51号、様式第52号、様式第56号、様式第56号の2及び様式第85号関係）

（1）に伴い、歳入還付伺兼命令票等の様式等について、指定金融機関印の押印欄を削除する等の所要の整備を行うこととする。

（3）その他

規定を整備することとする。

2 小田原市財産規則の一部改正（改正規則第2条関係）

（1）書類等の作成に係る規定の整備（第58条関係）

小田原市財産規則の規定により作成することとされている書類等については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等とみなすこととする。

（2）物品の所管異動の手続の効率化（第43条及び様式第10号の2関係）

物品の所管異動の手続について、従来の物品返納票及び物品伝票を用いる手続によるほか、物品所管異動票のみを用いる手続を執ることができることとする。

（3）その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

小田原市財務規則及び小田原市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 4 号

小田原市財務規則及び小田原市財産規則の一部を改正する規則

(小田原市財務規則の一部改正)

第1条 小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第56条第2項中「（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を削る。

第62条ただし書中「前条第3項第9号」を「前条第3項第8号」に改める。

第76条を次のように改める。

第76条 削除

第94条に次のただし書を加える。

ただし、第140条の規定により支出命令票の作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条において同じ。）の作成をもって代える場合は、この限りでない。

第140条を次のように改める。

（電磁的記録による作成）

第140条 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第141条第52号中「支出負担行為何票兼支出命令票」を「支出負担行為兼支出命令票」に改める。

様式第44号中

金 融 機 関 支 店 預 金 種 目 口 座 番 号 口 座 名 義		領 収 印		指 定 金 融 機 関 印	
債権者コード					

を

金 融 機 関 支 店 預 金 種 目 口 座 番 号 口 座 名 義		領 収 印	
債権者コード			

に改める。

様式第 5 1 号及び様式第 5 2 号中「第 6 6 条」の次に「、第 6 7 条」を加え、

金 融 機 関 支 店 預 金 種 目 口 座 番 号 口 座 名 義		領 収 印	指 定 金 融 機 関 印	
債権者コード				

を

金 融 機 関 支 店 預 金 種 目 口 座 番 号 口 座 名 義		領 収 印	
債権者コード			

に改める。

様式第 5 6 号中

金 融 機 関		精 算 印		指 定 金 融 機 関 印	
支 店					
預 金 種 目					
口 座 番 号					
口 座 名 義					
債権者コード					

を

金 融 機 関		精 算 印	
支 店			
預 金 種 目			
口 座 番 号			
口 座 名 義			
債権者コード			

に改める。

様式第 5 6 号の 2 中

金 融 機 関		精 算 印		指 定 金 融 機 関 印	
支 店					
預 金 種 目					
口 座 番 号					
口 座 名 義					
債権者コード					

を

金 融 機 関		精 算 印	
支 店			
預 金 種 目			
口 座 番 号			
口 座 名 義			
債権者コード			

に改める。

様式第 8 5 号中「第 1 4 1 条関係」を「第 1 1 5 条、第 1 4 1 条関係」に、

金 融 機 関		領		指 定	
支 店		収		金 融	
預 金 種 目		印		機 関	
口 座 番 号				印	
口 座 名 義					
債権者コード					

を

金 融 機 関		領	
支 店		収	
預 金 種 目		印	
口 座 番 号			
口 座 名 義			
債権者コード			

に改める。

(小田原市財産規則の一部改正)

第2条 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第58条」に改める。

第14条ただし書中「財政主管課長」を「財産主管課長」に改める。

第39条第2項中「長は、」の次に「前項の手続による」を加え、同条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、第2項中「物品受入票（様式第9号）」とあるのは、「物品受入票（様式第9号の2）」と読み替えるものとする。

第41条第1項第1号中「物品伝票（様式第9号の2）」を「物品請求票（様式第9号の3）」に改める。

第43条の見出し中「返納」を「返納等」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第41条第1項及びこの条第1項の規定にかかわらず、物品を使用する課等の長は、他の課等の長と協議の上、当該物品のうち使用する必要がなくなったものを当該他の課等の長に引き渡すことができる。この場合において、物品を引き渡す課等の長は、物品所管異動票（様式第10号の2）を出納員に送付しなければならない。

第43条に次の1項を加える。

4 前項に規定する物品所管異動票の送付があった場合は、物品の受入れ及び払出しのための出納命令があったものとみなす。

第57条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成）

第58条 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

様式第9号及び様式第9号の2を次のように改める。

様式第 9 号（第 3 9 条関係）

物 品 受 入 票 （ 購 入 ）

決裁欄

起 票 日		伝票番号	
所 属			
会 計		科 目	
備品取得日（検収日）		検 収 者	
受 入 所 属			
所 在 場 所			

No.	品 名	規 格	単価	設置場所	税区分 税率	明細金額（税抜）		
			数量・単位			消費税額		
						明細金額（税込）		
	請求書番号		請求日					

様式第9号の2（第39条関係）

物 品 受 入 票 (そ の 他)

決裁欄

起票者所属		内線	
起票者氏名			
供用先所属			
供用先所在			
異 動 事 由		起 票 日	
		受 入 日	
取 得 先			

[illegible]

様式第9号の2の次に次の1様式を加える。

様式第9号の3（第41条関係）

物 品 請 求 票

請求	年 月 日
交付	年 月 日

課長	係長	係員	起票者
----	----	----	-----

所属長

[illegible]

様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第10号の2（第43条関係）

票 動 異 管 所 品 物

決裁欄

起 票 者 所 属		内線	
起 票 者 氏 名			
払 出	供用先所属		
	供用先所在		
受 入	供用先所属		
	供用先所在		
異 動 事 由		起 票 日	
		異 動 日	
異 動 理 由			

[illegible]

附 則

この規則は、令和 6 年 1 1 月 1 8 日から施行する。